

第7章

介護保険料

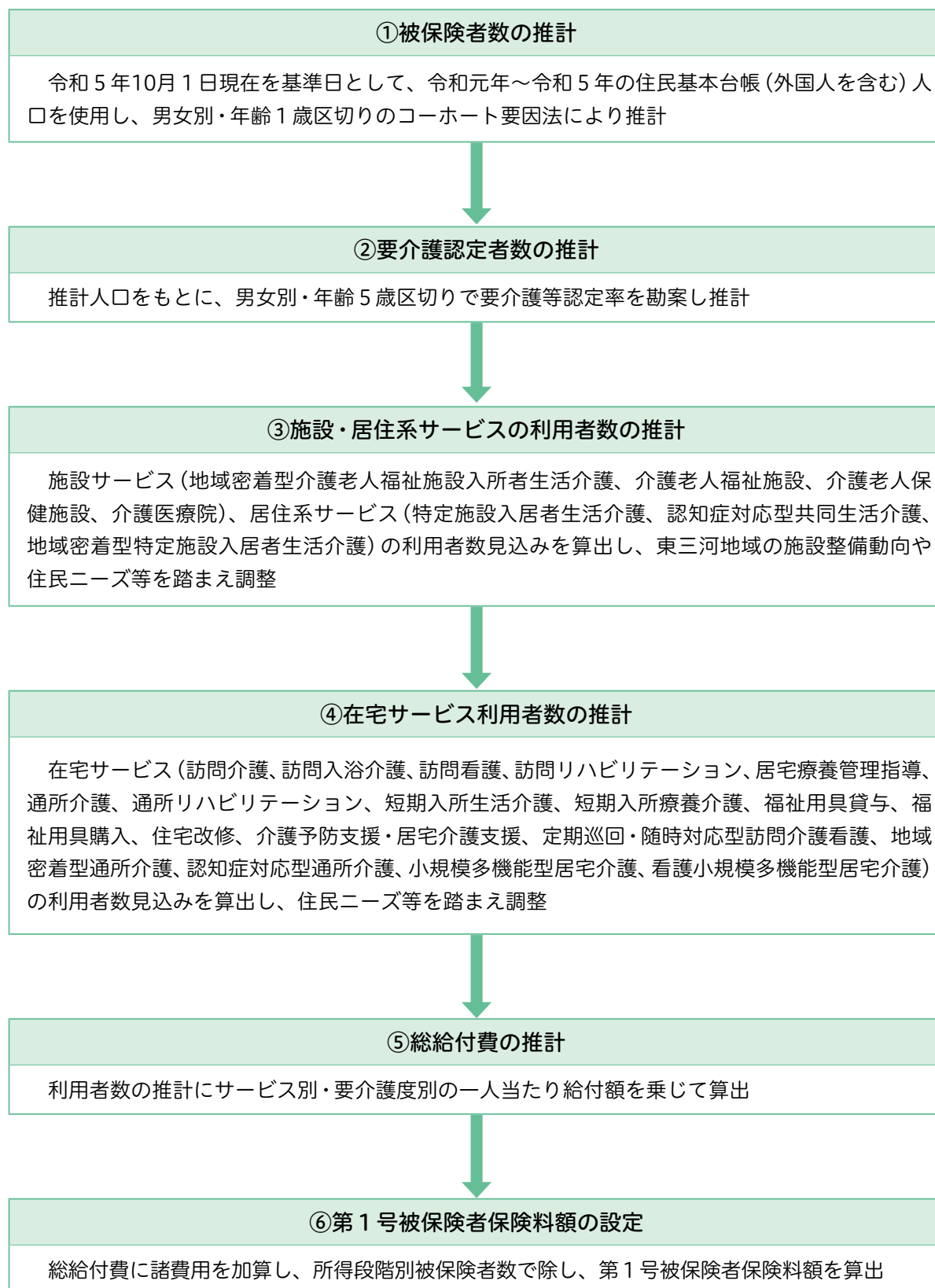
令和6年度から令和8年度までの東三河地域の介護保険料について、その算定方法や所得段階別の介護保険料を示しています。

- 1 介護保険料の算定方法
- 2 介護給付費等に要する費用の見込み
- 3 介護給付費等に要する費用の財源構成
- 4 第9期介護保険料の算定
- 5 第9期介護保険料の所得段階区分及び保険料率

1 介護保険料の算定方法

65歳以上の方(第1号被保険者)が負担する介護保険料は、介護保険事業計画の見直しに伴い3年ごとに算定します。介護保険料を算定するための流れは以下のとおりです。

図表7-1 介護保険料算定までの流れ



2 介護給付費等に要する費用の見込み

介護給付費等に要する費用は、以下のとおり令和6年度が約560億円、令和7年度が約573億円、令和8年度が約581億円と見込んでいます。

図表7-2 介護給付費等に要する費用の総額

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
介護給付費	52,281,090	53,428,676	54,171,920	159,881,686
介護サービス給付費	47,557,247	48,599,501	49,262,376	145,419,124
介護予防サービス給付費	2,065,383	2,116,750	2,152,736	6,334,869
高額介護サービス費	1,162,077	1,185,667	1,205,067	3,552,811
高額医療合算介護サービス費	154,486	157,622	160,201	472,309
特定入所者介護サービス費	1,313,901	1,340,572	1,362,508	4,016,981
審査支払手数料	27,996	28,564	29,032	85,592
地域支援事業費	3,709,638	3,849,332	3,892,320	11,451,290
介護予防・日常生活支援総合事業費	2,329,270	2,449,332	2,477,320	7,255,922
包括的支援・任意事業費	1,380,368	1,400,000	1,415,000	4,195,368
保健福祉事業費	48,984	49,617	50,359	148,960
介護保険サービス費 総額	56,039,712	57,327,625	58,114,599	171,481,936

3 介護給付費等に要する費用の財源構成

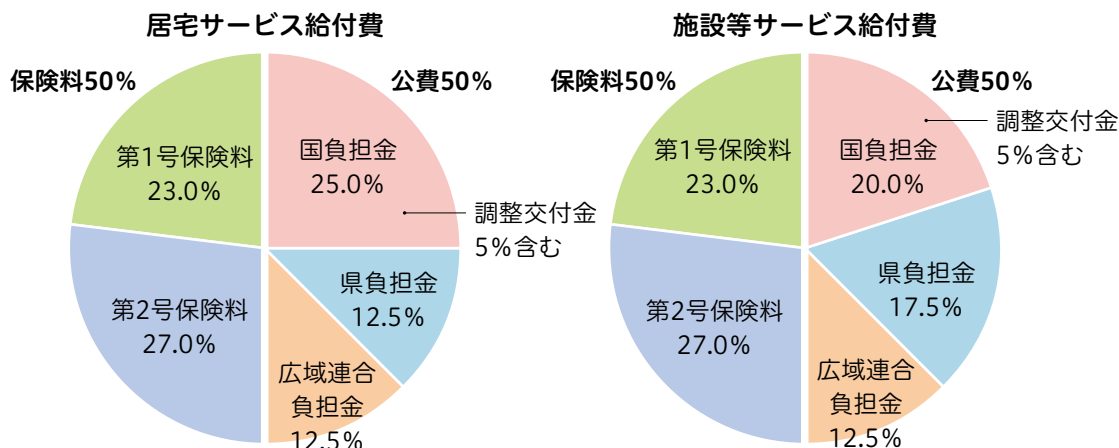
介護給付費及び地域支援事業費に要する費用のうち、1割(一定以上所得者は2割、特に所得の高い者は3割)はサービスを利用した本人が負担し、残りの7～9割は介護保険から支払われます。介護保険から支払う費用のうち、50%は国、愛知県、東三河広域連合が公費で支払い、残りの50%は65歳以上の第1号被保険者(東三河広域連合が介護保険料を徴収)と40歳以上64歳以下の第2号被保険者(医療保険料と一緒に徴収)が支払う介護保険料で負担します。ただし、地域支援事業費のうち、包括的支援事業及び任意事業については、第2号被保険者負担分は公費が充てられます。

第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国の人口比によって定められ、第9期事業計画期間の第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は27%で、第8期事業計画期間と同じ割合になります。第9期事業計画期間の財源構成は、次のとおりです。



図表7-3 介護給付費、地域支援事業費、保健福祉事業費の財源構成(第9期事業計画期間)

【介護給付費の財源構成】

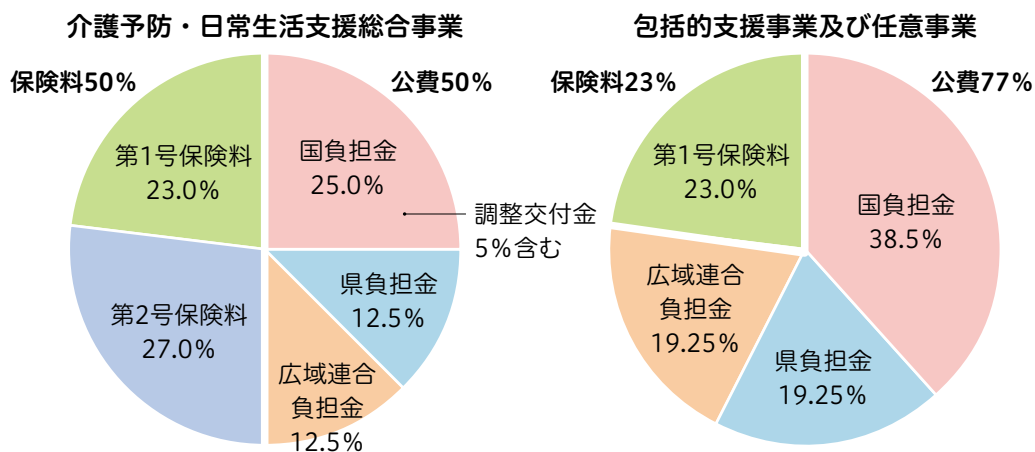


※居宅サービス給付費：施設等給付費以外の介護給付費

※施設等サービス給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、

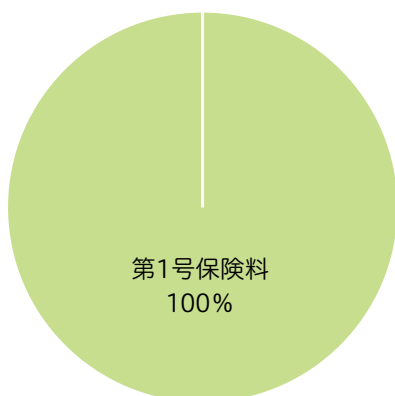
特定施設入居者生活介護(介護予防)、特定施設入居者生活介護に係る給付費、施設等サービスに係る審査支払手数料

【地域支援事業費の財源構成】



※介護給付費及び地域支援事業費の調整交付金は3.35%で見込む

【保健福祉事業費の財源構成】

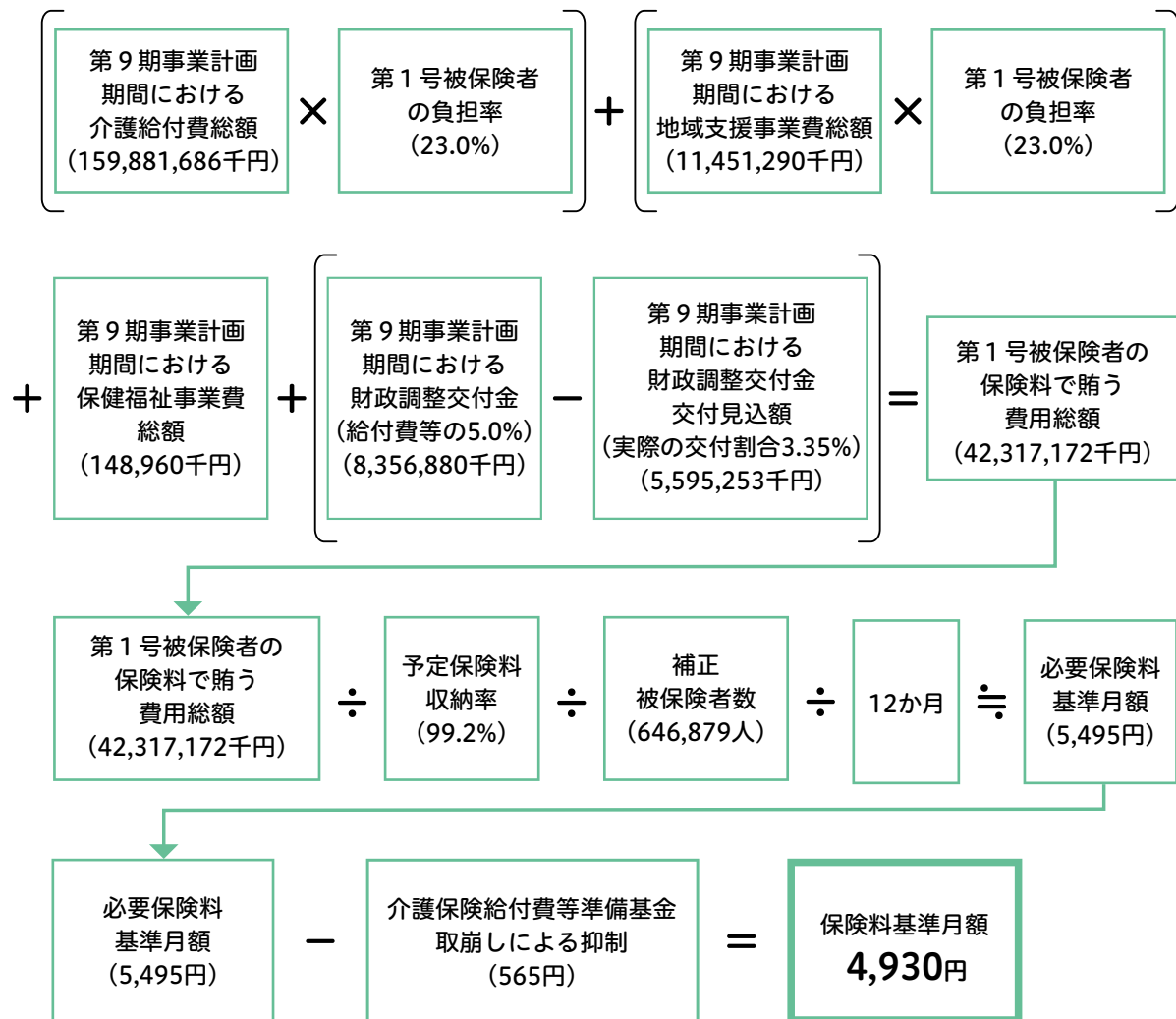


4 第9期介護保険料の算定

第9期事業計画期間の第1号被保険者の介護保険料は、以下のとおり算定します。

なお、介護保険の健全かつ円滑な運営を図るため東三河広域連合では、介護保険給付費等準備基金を設置しています。第9期事業計画期間は、基金を約43億円活用することで、保険料基準月額565円の軽減を図ります。

図表7-4 介護保険料の算出プロセス



※財政調整交付金は、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。財政調整交付金が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。なお、東三河広域連合では交付割合を平均3.35%と想定して算出しています。

※予定保険料収納率は、東三河8市町村の過去3年間の加重平均を設定しています。

※補正被保険者数は、基準額に対する保険料率を各所得段階の人口に掛け合わせたもので、年度ごとに補正被保険者数を算出した3年間の合計値です。

5 第9期介護保険料の所得段階区分及び保険料率

第9期事業計画では、低所得者層の負担軽減に配慮するとともに、保険料の上昇を抑制するため、所得段階区分の細分化を行うなど、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

(1) 低所得者層の保険料率の軽減

第8期事業計画期間同様に、第2段階の方の保険料率を国標準の0.685から0.65、また第4段階の方の保険料率を国標準の0.90から0.85にすることで、低所得者層の方の負担を軽減します。

(2) 課税層の多段階設定（第13段階の細分化）

国標準の段階と保険料率を適用すると、第8期事業計画と比較して保険料率が大きく上昇する段階が生じることから、国標準の第13段階を3段階に細分化して第14段階と第15段階を設け、段階ごとの保険料率が緩やかに上昇するよう設定します。国標準の第13段階の所得要件が「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方」と設定されており、東三河広域連合においては、第13段階の所得要件を「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の方」とし、第14段階の所得要件を「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方」、第15段階の所得要件を「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方」とします。

図表7-5 国標準保険料率との比較

<国標準>

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
保険料率	0.455	0.685	0.69	0.90	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70	1.90	2.10	2.30	2.40

<第9期>

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階
保険料率	0.455	0.65	0.69	0.85	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70	1.80	1.90	1.95	2.00	2.20	2.40

<第8期>

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
保険料率	0.50	0.65	0.75	0.85	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70	1.80	2.00	2.20

図表7-6 所得段階別の介護保険料

段階	対象者	保険料率	保険料年額 (保険料月額)
第1	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.455	26,917円 (2,243円)
第2	・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.65	38,454円 (3,204円)
第3	・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が120万円を超える方	基準額 ×0.69	40,820円 (3,401円)
第4	・本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.85	50,286円 (4,190円)
第5	・本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超える方	基準額	59,160円 (4,930円)
第6	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	70,992円 (5,916円)
第7	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	76,908円 (6,409円)
第8	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	88,740円 (7,395円)
第9	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	100,572円 (8,381円)
第10	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.80	106,488円 (8,874円)
第11	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×1.90	112,404円 (9,367円)
第12	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×1.95	115,362円 (9,613円)
第13	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額 ×2.00	118,320円 (9,860円)
第14	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.20	130,152円 (10,846円)
第15	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.40	141,984円 (11,832円)

※下線部分が第8期事業計画期間からの変更箇所です。

※各段階における保険料月額、保険料年額は、保険料年額を12で割った参考値(円未満の端数は切捨て)です。

※「合計所得金額」は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の額)を控除して得た額です。

※第1段階から第5段階までの「合計所得金額」は、課税年金の所得金額(所得税法第35条第2項第1号に規定の額をいう。以下同じ。)及び当該合計所得金額に給与所得(所得税法第28条第1項の金額をいう。以下同じ。)が含まれている場合には、当該給与所得の金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、当該控除額を加えた額)から10万円を控除して得た額です。

(3) 第1段階から第3段階までの方の保険料の軽減について

第9期事業計画期間において、保険料所得段階の第1段階から第3段階までの方については、国の制度により保険料の軽減を図ります。軽減を行う幅については、第8期事業計画期間と同様に、国の基準の範囲内で定めます。なお、保険料軽減分の財源は公費の投入により、国が2分の1、愛知県が4分の1、東三河広域連合が4分の1の割合で負担します。

図表7-7 公費投入による保険料の軽減

軽減後の保険料率		軽減後の保険料年額 (軽減後の保険料月額)
第1段階	保険料率 0.455 → 0.285	16,860円 (1,405円)
第2段階	保険料率 0.65 → 0.485	28,692円 (2,391円)
第3段階	保険料率 0.69 → 0.685	40,524円 (3,377円)

※各段階における保険料月額は、保険料年額を12で割った参考値です。